

令和5年4月

保護者様

春日井市

令和5年度学校給食費及び納期限（口座振替日）について（お知らせ）

日頃から学校給食について、御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年度の学校給食費と納期限（口座振替日）は、次のとおりです。

なお、表中の金額は給食調理日数による額であり、実際は、学校行事や休校等を除いた日数で計算されます。

月分	納期限 (口座振替日)	小学校 (1食245円)	中学校 (1食285円)	給食調理 日数
4月分	令和5年5月31日(水)	3,430	3,990	14日
5月分	6月30日(金)	4,900	5,700	20日
6月分	7月31日(月)	5,390	6,270	22日
7月分	8月31日(木)	2,940	3,420	12日
9月分	10月31日(火)	4,655	5,415	19日
10月分	11月30日(木)	5,145	5,985	21日
11月分	令和6年1月4日(木)	4,655	5,415	19日
12月分	1月31日(水)	3,675	4,275	15日
1月分	2月29日(木)	3,920	4,560	16日
2月分	4月1日(月)	4,655	5,415	19日
3月分	4月30日(火)	3,185	3,705	13日

【留意事項】

- 1 口座振替の場合は、口座振替日の前日までに登録口座に入金してください。なお、市からの領収書は発行されません。通帳記帳等により御確認ください。
- 2 納付書払いの場合は、別途送付する納付書により納期限までに納付してください。
- 3 学校給食は多くの食材を確保するため、事前に発注しますので、4日前（土日祝休日等を除く。）までに、欠席等により給食を食べない旨、学校に連絡がない場合は、学校給食費を請求させていただきます。
- 4 経済的な理由によって、市立小中学校への就学に困難が生じる場合、学校給食費や学用品費等、学校で必要な費用の一部を援助する制度（就学援助）があります。詳しくは学校へお問い合わせください。
- 5 児童手当から差し引いて、学校給食費への支払いに充てることも可能です(ただし、公務員を除く)。詳しくは学校給食課へお問い合わせください。

問い合わせ先 春日井市教育委員会学校給食課 電話 0568-85-6341